

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書(平成18年6月)のフォローアップと今後の取組の方向性

(平成25年6月1日現在)

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
I. 総論			
(1) 自動車事故対策事業の効率的で効果的な実施	自動車事故対策計画を策定した平成14年時と比較して、自動車事故対策事業の必要性は変わっていないと考えられるが、引き続き、一層効率的で効果的な事業の実施を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、予算要求・執行の過程を通じて効率的・効果的な事業の実施を確保。 ○ 平成23年度～24年度において、事業の効率化を図る観点から、今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会において、財源論・必要性・効率性の論点を踏まえ、個別の運用益事業の今後のあり方について見直しを実施し、平成25年度の事業に反映し、検討結果について自動車損害賠償責任保険審議会において報告。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き運用益事業の選定に当たっては、被害者保護の充実を図りつつ、財源論・必要性・効率性等の観点から、引き続き厳しく精査を行い、運用益事業の実施主体として、国民・関係者の理解を得ることに十分留意し、事業選定の説明責任を積極的に果たしていく。
(2) (独)自動車事故対策機構の業務の重点化	(独)自動車事故対策機構は、ニーズの高い業務の充実、ニーズの低い業務の縮減により、一層の重点化を図るべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ○ (独)自動車事故対策機構(NASVA)の第二期中期目標・計画(平成19～23年度)に基づき、安全指導業務について、i-NATSの活用により適性診断の業務の効率化を図るとともに、安全マネジメントの支援の実施や、被害者援護業務について、委託病床の設置(北海道札幌市、福岡県久留米市)や、介護料受給者への訪問支援、交流会等を実施した。 ○ NASVAの第三期中期目標・計画(平成24～28年度)に基づき、安全指導業務の内容の充実(安全マネジメント等による運送事業者の安全確保)を図るとともに、指導講習や適性診断の民間参入に伴う、安全指導業務から被害者援護業務(委託病床の拡充、訪問支援の充実・強化等)へ業務を重点化・深度化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、NASVAの第三期中期目標・計画に基づき、安全指導業務の内容の充実(安全マネジメント等による運送事業者の安全確保)を図るとともに、指導講習や適性診断の民間参入に伴う、安全指導業務から被害者援護業務(委託病床の拡充、訪問支援の充実・強化等)への業務の重点化・深度化を実施。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(3) 一般会計からの繰戻し	<p>自動車事故対策事業については、当初、基金の運用益を財源とすることを基本に制度設計していたが、基金のうち5,127億円が一般会計に繰り入れられたままであること等から、必要な運用益を得られず、毎年度の基金(積立金)の取崩しにより基金が減少している。<u>この状況は、自動車事故対策事業の安定的な実施の観点から望ましくなく、引き続き財務省に対して早期の繰戻しを求める必要がある。</u></p>		
(4) 自動車事故対策事業の実施のための賦課金制度の導入	<p>しかし、一般会計から利子相当額を含めて繰り戻されると法定されており、これを踏まえて<u>早期に利子相当額を含む全額の繰戻しがなされるのであれば、基金の運用益を自動車事故対策事業の財源に充てる現在の仕組みに支障は生じない。</u></p> <p>加えて、基金の運用益を財源とする現在の仕組みは、現在の自動車ユーザーに負担を与えていないため、自動車ユーザーの自動車事故対策事業への関心が高くない懸念があるものの、<u>新たな負担を求める場合には自動車ユーザーの理解を得られにくい。</u></p> <p>これらを総合的に勘案すれば、<u>現時点においては、附帯決議で検討を求められた賦課金制度についてその導入を検討する状況にはなく、基本的には現在の仕組みを維持することが適当である。</u></p>	<p>○ 毎年度、予算要求において、一般会計からの繰戻しを財務省に対して要求し、協議を進めてきたが、繰戻しには至っていない。</p>	<p>○ 一般会計からの繰戻しについては、大臣間の合意に基づき、平成30年度末までに着実に返済が受けられるよう、引き続き、財務省に対して早期の繰戻しを求める。</p> <p>○ 自動車事故対策事業の実施のための賦課金制度の導入については、一般会計からの繰戻しの状況、特別会計の収支状況、積立金の状況等を踏まえ、中長期的に対応を検討。</p>

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
Ⅱ. 各論			
1. 重度後遺障害者が専門的な治療・看護を受けられる機会の確保			
(1)療護センターの活用	①療護センターの長期滞留傾向の解消 効率的な治療による入院期間の短縮、長期滞留患者受入病院の増加等	○ 平成9年9月から5年となっていた入院期間を平成19年4月以降の入院から3年以内に設定し、効果的・集中的な治療・看護により、早期脱却を図っており、現在、長期滞留傾向は概ね解消。	○ 現行の入院期間を維持しつつ、効果的・集中的な治療・看護を通じて被害者に入院治療の機会が得られるように努める。
	②療護センターの認知度の向上 医療・福祉関係者等への広報の強化等	○ NASVAにおいて、報道関係者及び被害者団体(総会、学習会等の機会を通じて)に療護施設を周知。また、平成24年度には損害保険会社の支払担当部所に対する周知を重点的に実施。 ○ 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設を周知。	○ 関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者、その家族等に対して療護施設を確実に効果的に周知。
	③療護センターの治療・看護技術の普及 療護センターによる講演の開催、部外研修医等対象の研修の実施等	○ 療護施設において、脳神経外科・意識障害者学会や医療専門誌等への発表を積極的に実施。平成19～24年度において、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会において、計201件の研究成果の発表を実施。 なお、平成21年度から中部療護センターにおいて岐阜大学大学院と連携を進めており(平成24年度までに5名が入学)、上記のうち13件の研究成果の発表を実施。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～24年度において、各療護センターで協力病院の看護師向け研修を開催し、これまでに、計15回、48病院、74人が受講。	○ 引き続き、NASVAの第三期中期目標・計画に基づき、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を行う。 ○ 訪問支援、交流会等の機会を通じて、療護施設の介護技術を在宅の患者家族等の介護者に提供。 ○ 各療護センターにおいて、協力病院等の看護師への研修等を積極的に実施。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(2)療護センター機能の委託	意欲ある一般病院に対し、療護センター機能を委託し、交通事故による遷延性意識障害者のための回復に向けた治療・看護機会を拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年12月から北海道・九州地区において、療護センター機能の一部を委託するいわゆる委託病床を開始。平成24年度までに計85人の患者を受け入れ、17人が遷延性意識障害から脱却。 ○ 平成25年1月4日から近畿地区において泉大津市立病院(大阪府泉大津市)で委託病床を8床により開設。4月1日から16床に増床。 ○ 関東西部地区については、入札を行ったが、平成24年度に委託先が決まらなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託病床において、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。 ○ 関東西部地区における新たな委託病床については、病院の現状調査等を踏まえ、平成25年度に再度入札を実施し、委託先病院を選定の上、患者受入を開始し、適切な治療・看護を実施。 ○ 今後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(3)短期入院協力病院の拡充等	①短期入院協力病院の指定数を増やし、各都道府県に1以上の協力病院を確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年3月に各都道府県に1ヶ所以上の協力病院を確保し、現在(平成25年6月時点)は113病院を指定。 ○ 協力病院の短期入院の利用促進等を図るため、平成22、23年度において有識者や被害者団体等との意見交換会を開催し、利用促進に繋がる方策等を検討。また、引き続き、被害者等のニーズにあった被害者救済対策の検討等を行うため、平成24年度においても意見交換会を開催し、協力病院における短期入院の更なる利用促進方策や介護家族の負担軽減を図る方策等を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護料受給資格者のニーズを踏まえ、引き続き、短期入院協力病院を追加指定。 ○ 新たに、障害者支援施設に対する指定・補助制度を平成25年度から創設。 ○ 引き続き、意見交換会を開催し、ニーズの把握や短期入院の促進を図るとともに、新たな検討課題に対する方策等を検討。
	②協力病院と療護センター等との連携・交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度から各地域において、協力病院、療護センター及びNASVAの担当者による意見交換会を開催。平成24年度においては国土交通省や被害者団体も参加した意見交換会を開催。 ○ 平成21年度に作成した療護センターの治療・看護等の内容等を紹介した広報用DVDを、新規指定の協力病院等に配布。 ○ 協力病院からの研修ニーズを踏まえた研修プログラムを作成し、平成21～24年度において、各療護センターで協力病院の看護師向け研修を開催し、これまでに、計15回、48病院、74人が受講。(再掲) ○ NASVA機関誌、介護料受給世帯への訪問支援、交流会等により、協力病院の利用を案内。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、意見交換会を開催。 ○ 各療護センターにおいて、協力病院等のスタッフへの研修等を積極的に実施。(再掲) ○ 引き続き、短期入院利用希望者と協力病院等をつなぐコーディネート活動を推進。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(4)介護料の支給対象品目等の見直し	①介護料の支給対象品目をニーズの高いものへ見直し	○ 介護料受給世帯からのニーズが高かった①紙おむつ②尿とりパッド③痰吸引用カテーテルの3品目について、平成19年度から介護料支給対象品目に追加。	○ 引き続き、介護料受給者等のニーズや利用実態の把握に努め、適宜見直しを検討。
	②介護料や短期入院費用助成に関する支給要件等の見直し	○ 特I種(脳損傷者)の介護料受給者に対して2年毎に提出を求めている診断書について、平成21年度からその提出期間を3年毎に延長。 ○ 短期入院費用助成の上限範囲を、平成23年度から年間45日以内かつ年間45万円以内に拡大するとともに、1回の助成限度額を入院日数に応じた1日当たり1万円の上限額に患者移送費を加えた額に拡大。	○ 介護料受給者等のニーズを踏まえ、支給要件や対象費用の拡大について検討。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
2. 心のケアや情報提供を受けることが出来る環境の整備			
(1) 関係機関等との連携体制の構築	国土交通省を中心に、関係機関(市区町村・都道府県警察・救急病院等)、関係団体(医師会・弁護士会等)との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省自動車交通局保障課(当時)に平成20年7月に「被害者保護企画官」を、平成22年10月に「被害者対策係」を設置し、被害者団体の総会等への出席や意見交換会の開催等、連携を強化。 ○ NASVA本部・(主管)支所において、地域の拠点病院・市町村等へ訪問し、意見交換を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係機関・団体との連携の強化を図り、被害者のニーズを踏まえて、被害者保護対策の充実を検討。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(2)自動車事故対策機構による相談対応や情報提供の充実	①全国において相談窓口機能の充実・提供情報の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関・団体が行っている各種支援策の情報を集約し、交通事故被害者やその家族に総合的な情報提供を行う窓口として、平成19年10月、「NASVA交通事故被害者ホットライン」を開設。平成24年度は、3,081件の問い合わせに対して情報提供を実施。 ○ NASVA支所の担当者が介護料受給世帯に訪問して個別相談に応じる「訪問支援」を実施（平成24年度訪問実績：2,139人（前年度末受給資格者数の46.3%））。 ○ 国土交通省及びNASVAにおいて、被害者団体の総会、学習会等に出席するとともに、NASVA支所において被害者団体との交流会を開催し、被害者援護制度を周知。 ○ NASVAにおいて、内閣府主催の相談窓口、交通遺児等支援担当者意見交換会に参加し、被害者援護制度を周知するとともに、関係機関との連携を強化。 ○ NASVAにおいて、報道関係者や被害者団体に対して情報提供を行うとともに、救命救急センター等の病院、損保団体、JA共済、市区町村、教育委員会等に対して被害者援護制度の周知・協力依頼を継続的に実施。特に、平成24年度は、損害保険会社の支払担当部所に対する周知及び協力依頼を重点的に実施。 ○ 関越道における高速ツアーバス事故被害者に対して、相談窓口としてNASVA交通事故被害者ホットラインを周知するとともに、休日も開設して対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、NASVA、被害者団体が連携した相談支援・情報提供の充実を図る。 ○ 被害者団体と共同してより一層充実した訪問支援を実施。 ○ 引き続き、NASVA支所において、被害者団体との人的交流を積極的に実施。
	②被害者家族が必要とする各種情報の資料化・配付		
	③(独)自動車事故対策機構の関係機関への積極的なPR・広報活動		

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(3) 被害者団体の活動の支援	① 国土交通省、自動車事故対策機構による被害者団体等の活動の後援	○ 国土交通省、NASVAにおいて、被害者団体の講演会、全国大会等を後援するとともに、同会合に参加し、意見交換を実施。	○ 引き続き、被害者団体の講演会、全国大会等の活動を積極的に後援するとともに、同会合に参加し、意見交換を実施。
	② 被害者家族の活動が認知されるような広報の実施	○ NASVAの訪問支援や在宅介護相談時に、被害者団体等を紹介。	○ 国土交通省及びNASVAにおいて、相談支援・情報提供の一環として被害者団体との連携を強化。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		

3. 損害賠償の保障の充実

(1) 高次脳機能障害認定システムの充実

現行の高次脳機能障害認定システムについて、専門家の意見を踏まえ問題の有無等を検討

○ 損害保険料率算出機構では専門家による検討委員会による報告書を受けて、平成23年4月より、意識障害や画像所見のないMTBI患者が審査対象となることの明確化等、高次脳機能障害認定システムの見直しを実施。

- ① 審査対象基準において、意識障害及び画像所見を必ず要するとの誤解がないよう、明確に記述した。
- ② 医師等に送付する調査様式について、救急隊から確認するなどして得た来院前の意識障害の状況を記載する欄を設けるなどした。
- ③ 被害者が小児である場合には、その成長に伴って、社会的適応障害の有無が明らかになることがあることから、社会的適応障害についての判断が可能となる時期まで、後遺障害等級を待つことを可能とした。

見直しの結果、認定システムの審査件数が以下の通り増加。

年度	審査件数
平成19年度	3,741件
平成22年度	4,214件
平成23年度	4,814件
平成24年度	5,261件

- 国土交通省自動車局保障制度参事官室に、平成23年10月に「専門官(新障害担当)」を、設置し、自賠責保険分野における脳機能の障害など、新たな障害分野に関する知見を蓄積し、情報の収集・分析等を行うとともに、認定審査、支払適正化を図っている。
- MTBIや脳脊髄液減少症等の脳機能に関する新たな障害について、それぞれ厚生労働省との連絡会を開催し連携強化を図るとともに、障害に関する厚生労働省の研究成果等について保険会社に対し周知を図るとともに、自動車関連団体に対しても啓発を図った。

- 引き続き、必要な救済が図られるよう、厚生労働省とも連携し、研究状況等について適宜情報交換を実施。
- 必要な救済が図られるよう、労災・健保等他制度の動向に応じて、適切に対応する。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(2) 政府保障事業における運用の変更	<p>政府保障事業の運用のうち自賠責保険と異なるものについて、この5年後見直しを機会として、可能な限り自賠責保険に近い損害てん補が行われるよう速やかに運用を変更するとともに、政府保障事業の損害てん補基準についても、自賠責保険の保険金等の支払基準と同様に、告示等により広く国民に周知を図ることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の損害てん補基準を一般国民に開示するため、これを告示したほか、平成19年4月より、被害者救済の充実を図る観点から、通常の過失相殺に比べて、減額される範囲が大幅に緩和される重過失減額制度を導入するとともに、好意同乗減額制度及び親族間事故の慰謝料減額制度を廃止した。 ○ 保険法制定に合わせ、自賠法を改正し、政府保障事業への請求時効を2年から3年に延長（平成22年4月1日施行）。 <p>【参考】自賠責保険の本人請求（15条）、被害者請求（16条）についても同様に、請求時効を2年から3年に延長（平成22年4月1日施行）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係制度等の動向を踏まえ、政府保障事業の趣旨に鑑み、適切に対応。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府保障事業の処理迅速化を推進した結果、てん補請求から支払いまでの平均処理期間について、平成20年度5.0月から平成24年度で3.6月に短縮を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の平均処理期間の水準を維持することに努める。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性												
項目	内容														
4. その他の被害者救済対策															
(1) 診療報酬基準案の全国的な浸透	診療報酬基準案の全国的な浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県において、平成23年10月1日より実施。 ○ 全都道府県のうち唯一残る山梨県について、医師会・損保業界間で、実現に向けて協議中。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、山梨県での実施について実現に向けて協議を実施。 												
(2) 自賠責保険の保険金限度額の検証	自賠責保険の保険金限度額について、現時点の重度後遺障害者、死亡者等の総損害額の実態を調査し、任意保険の役割等も踏まえつつ、現行水準を検証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 損害保険協会等の協力により、平成19年度の死亡及び重度後遺障害に該当する事案の一括払い平均支払い額の実態調査を行い、平成17年度の検証結果との比較を行ったところ、損害額に大きな変動は見られなかった。平成23年度についても損害額に大きな変動は見られなかった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>死亡</th> <th>後遺障害 別表第一第一級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>37,138千円</td> <td>54,882千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>37,724千円</td> <td>58,125千円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>37,029千円</td> <td>59,213千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	死亡	後遺障害 別表第一第一級	平成17年度	37,138千円	54,882千円	平成19年度	37,724千円	58,125千円	平成23年度	37,029千円	59,213千円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、損害賠償の水準やその他賃金・物価水準等の状況を踏まえて適切に対応する。
年度	死亡	後遺障害 別表第一第一級													
平成17年度	37,138千円	54,882千円													
平成19年度	37,724千円	58,125千円													
平成23年度	37,029千円	59,213千円													

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性											
項目	内容													
(3) 自賠責保険金の支払適正化措置等の充実	①より確実に過小払い等に関する事後チェックが働くよう国土交通省における審査システムの改善等審査体制の強化	○ 保険金支払に関する重要事案審査について、より効率的、迅速に業務を実施するため、平成24年度において審査システムを再構築するなど、業務の見直しを実施。	○ 平成24年度に審査システムの再構築を行い、平成25年度から、却下事案に関してより重点的に審査すべき事案について抽出し重点的に審査を実施する等、審査方法を強化。 ○ 専門的な知見の活用などによる審査体制の強化について検討。											
	②紛争処理機構の審査体制の充実	○ 申請件数や申請内容の多様化の増加に対応すべく、紛争処理委員を増員するとともに、紛争処理委員会の開催数を増やすこと等により、審査体制の充実を図った。 <table border="1" data-bbox="884 734 1451 890"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>250件</td> <td>970件</td> </tr> <tr> <td>紛争処理委員会</td> <td>54回</td> <td>275回</td> </tr> <tr> <td>紛争処理委員</td> <td>46人</td> <td>106人</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年度	平成24年度	申請件数	250件	970件	紛争処理委員会	54回	275回	紛争処理委員	46人	106人
	平成14年度	平成24年度												
申請件数	250件	970件												
紛争処理委員会	54回	275回												
紛争処理委員	46人	106人												
(4) 重度後遺障害者の生活支援に関する議論等	生活支援に係る障害福祉施策の現状、「親亡き後」の実態等の把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策が考えられないか、財源に十分に配慮しつつ関係者と真摯な議論を継続	○ 平成20年度に実施した「親亡き後」の実態調査を踏まえ、平成21年度に介護者が「親亡き後」に備え、成人後見・施設等に関する情報を入手し得る環境を整備するため、試行的にウェブサイト構築・運用。	○ 平成25年度に、ウェブサイトを再構築し、情報提供を開始するとともに、継続的な管理・運営を実施。											

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
(5) 保険会社等による対応	<p>保険会社等に関して、自賠責保険の支払いにつき、「一層の適正化」を図るための検討を行い、適切な対応を行う。</p> <p>保険会社等においては、附帯決議に係る各事項に基づいて検討を行い、適切な対応を行うことが適当である。</p> <p>(附帯決議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平性の確保、被害者等に対する情報の開示及び説明等の充実を含め、一層の支払いの適正化を図る。 ・運用益事業について事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開する。 ・自賠責保険料の適正かつ効率的な運用を図り、従来以上に被害者に対し配慮する。 ・徹底した各種経費の削減及び合理化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後遺障害事案等(高次脳機能障害、非器質性精神障害等)の丁寧な案内を実施。 ○ 支払迅速化に向けた業務の見直し(一括事案の委任状取付要件の緩和等)を実施。 ○ 運用益事業については、第三者委員で構成される自賠責運用益使途選定委員会で審議のうえ、自賠責保険審議会(金融庁)へも報告し、情報を公開している。 ○ 社費(人件費・物件費)の効率化に向けた努力により、H14.4からH25.4までを見ても削減が図られている。また、自賠責審議会において、毎年、ノーロス・ノープロフィットの原則に基き、保険会社の社費を含む自賠責保険料率全体の適切性を確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に対する説明の一層の充実に加え、今後も被害者保護、救済に配慮した対応を実施していく。 ○ 今後も支払迅速化に向けた見直しを実施していく。 ○ 今後も不正請求等の防止に資する取組みを推進し、支払いの一層の適正化を図っていく。 ○ 運用益事業については、平成24年の当懇談会において取りまとめた「運用益事業の見直しについて」に基づき、実施する。 ○ 引き続き、自賠責保険料の適切性を確認していくとともに、社費の効率化に向けた努力を図っていく。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
5. 事故発生防止対策			
事故発生防止対策の見直し	新たな安全対策の方向性を踏まえた見直し、重点化に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ASV(衝突被害軽減ブレーキ)の普及を促進するため、平成19年度に補助制度を創設。平成22年度から、補助対象にふらつき警報等を追加するとともに、補助対象車両についても、バス車両及びタクシー車両を追加した。【補助実績(平成24年度):衝突被害軽減ブレーキ等4,783台】 ○ 自動車運送事業者における乗務員のリスク情報の把握と共有、運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を効率的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダ活用マニュアルを公表(平成21年10月)。 自動車運送事業者による映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計の導入を支援する補助制度を創設(平成22年度)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、事故防止装置等の普及状況等を踏まえ、支援を実施。また、平成24年4月に発生した関越道自動車道における高速ツアーバス事故を踏まえ、平成25年度から過労運転防止等のため営業所を離れた遠隔地でのリアルタイムの運行管理を行う機器の導入等の取組を支援する等、安全対策の充実・強化を図る。

報告書の内容		これまでの取組状況	今後の取組の方向性
項目	内容		
6. 引き続き検討すべき課題			
(1) 救急治療の支援	AEDによる応急救護、ドクターヘリといった新たな救急手段の動向を踏まえつつ、厚生労働省における施策との連携・協力を検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車事故救急法普及事業において、AEDの使用方法について講習・研修を行っている。 ○ ドクターヘリについては、厚生労働省等により運行経費の補助が行われているが、損害保険協会及びJA共済連においては、これに合わせて運用益を活用して講習会等に要する費用の補助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急治療の支援については、運用益事業の枠組みにおいて、その効果等を検証しつつ実施。
(2) 無保険車対策	関係省庁との調整による効果的な無保険車対策を検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無保険車対策として次の対策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自賠責制度の広報・啓発 ② 警察と協力した街頭取締り ③ 保険加入状況管理業務 ④ 駅前広場等における監視活動 ○ 原付等の無保険車の取締り強化に資するとともに、ユーザーも自ら保険期間を認識しやすくするよう保険標章(ステッカー)の色を保険契約が満期となる年ごとに変更(平成23年4月1日施行)。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> ○ 保険加入状況管理システム(軽二輪・原付)について、保険会社から入手する契約データを統一化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年11月より、従来の施策を強化した無保険車対策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車関連団体、市町村等と連携した無保険車の把握と保険加入促進 ② 無保険車の確実な把握 ③ 把握した無保険車の保険への加入の徹底 ④ 広報・啓発方法の見直し ⑤ 無車検車対策との連携強化